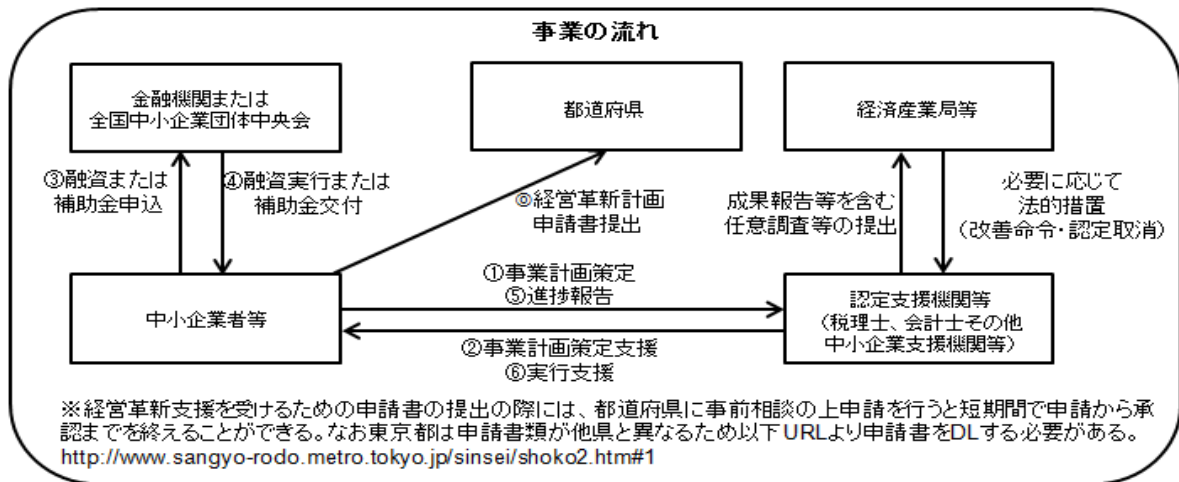


経理部門の基本有用情報
今月の経理情報

今回のテーマ： 認定経営革新等支援機関を活用した中小企業への優遇制度

中小企業金融円滑化法（モラトリアム法）が2013年3月31日で期限切れとなった現在、中小企業支援の軸となっている「認定経営革新等支援機関」を活用した各種優遇制度の取り扱いは、つぎのとおりです。

1. 認定経営革新等支援機関による支援



2. 支援策の内容

種類	内容	留意点
税制	商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等が建物附属設備（1台60万円以上）・器具備品（1台30万円以上）を取得した場合、取得価額×30%の特別償却、または7%の税額控除の選択適用	<ul style="list-style-type: none"> 青色申告書提出法人であること 税額控除は資本金3千万円以下の中小企業のみ 新品取得の場合のみ適用有り 設備投資時に認定支援機関から支援等*1を受けた旨を証する書類の提出が必要
融資	① 経営力強化保証制度 保証限度額は原則2.8億円以内、保証料は概ね2%減免	<ul style="list-style-type: none"> 認定支援機関からの支援*1を受け、かつ、事業計画の策定・計画の実行・進捗報告を4半期ごとに行うこと 原則法人代表者以外の連帯保証人は不要
	② 中小企業経営力強化資金 日本政策金融公庫による7.2億円までの限度融資（運転資金2.5億円） 基準利率-0.4%の特別利率が適用される	<ul style="list-style-type: none"> 進捗報告は半期ごとに行うこと 日本政策金融公庫から年1回の経営支援を受けること
	③ 経営支援型セーフティネット貸付 日本政策金融公庫による4,800万円までの限度融資 基準利率-(0.2~0.6%)の特別利率が適用される	<ul style="list-style-type: none"> 認定支援機関からの支援*1を受けること
補助金	国・地方公共団体等が様々な補助金を実施	<ul style="list-style-type: none"> 認定支援機関による確認書の提出が必要 中小機構の第三回創業補助金の公募は2013年12月24日（火曜）が公募期限、補助限度額は700万円

*1: 支援等とは1の図中の②、⑥の支援を意味します。

お見逃しなく！

上記支援策の適用期間は、2015年3月31日までです。

一定の要件を満たす場合、中小企業者が経営認定支援機関に支払う報酬の3分の2（上限200万円）までを、各都道府県に設置されている経営改善支援センターが負担する制度の適用を受けることが可能です。